

4 土 地

土 地 5

昭和31年 9月30日	能美郡金野村、西尾村、新丸村、大杉谷村、国府村（宇遊泉寺、鵜川、立明寺、埴田、古府、小野、河田、里川、上八里、下八里）を市域に編入す
昭和50年 6月 1日	小松市の一帯と加賀市の一帯とを交換
昭和50年 9月 1日	小松市の一帯と加賀市の一帯とを交換
昭和52年 5月 1日	小松市の一帯と加賀市の一帯とを交換
昭和52年 9月 1日	小松市の一帯と加賀市の一帯との交換
昭和54年 5月 1日	小松市の一帯と能美郡寺井町の一帯との交換

輪 島 市

昭和29年 3月31日	鳳至郡輪島町、西保村、大屋村、河原田村、鵠巣村、南志見村、三井村を廃し、その区域をもって輪島市を置く
昭和31年 9月30日	鳳至郡町野町を市域に編入す
昭和52年 5月 1日	輪島市の一帯と鳳至郡柳田村の一帯とを交換

珠 洲 市

昭和29年 7月15日	珠洲郡飯田町、宝立町、正院町、上戸村、若山村、直村、三崎村、西海村、蛸島村を廃し、その区域をもって珠洲市を置く
-------------	---

加 賀 市

昭和33年 1月 1日	江沼郡大聖寺町、山代町、片山津町、動橋町、橋立町、三木村、三谷村、南郷村、塩屋村を廃し、その区域をもって加賀市を置く
昭和35年 7月 1日	江沼郡山中町の河南町、別所町、荒木町を市域に編入す
昭和50年 6月 1日	加賀市の一帯と小松市の一帯とを交換
昭和50年 9月 1日	加賀市の一帯と小松市の一帯とを交換
昭和52年 5月 1日	加賀市の一帯と小松市の一帯とを交換
昭和52年 9月 1日	加賀市の一帯と小松市の一帯とを交換

羽 咲 市

昭和33年 7月 1日	羽咋郡羽咋町を市とす
昭和41年 8月 1日	羽咋郡志雄町の一帯を市域に編入す
昭和47年 5月 1日	羽咋市のー部と鹿島郡鹿西町の一帯とを交換
昭和50年 9月 1日	羽咋市のー部を羽咋郡志賀町に編入
昭和53年 5月 1日	羽咋郡志雄町の一帯を羽咋市に編入

松 任 市

昭和45年10月10日	石川郡松任町を市とす
昭和55年 9月 1日	松任市のー部と石川郡美川町の一帯とを交換
昭和58年 8月 1日	松任市のー部と石川郡鶴来町の一帯とを交換

江 沼 郡

大正 2年 2月15日	山中村を町とす
大正 2年 3月10日	山代村を町とす
昭和 5年 1月 1日	黒崎村、橋立村を廃し、その区域をもって橋立村を置く
昭和10年 6月15日	福田村を廃し、大聖寺町に編入す
昭和17年 5月 5日	庄村を廃し、山代町に編入す
昭和17年11月 3日	作見村、塩津村を廃し、その区域をもって片山津町を置く
昭和22年11月 3日	動橋村を町とす
昭和27年 6月10日	橋立村を町とす
昭和29年 3月10日	瀬越村を廃し、大聖寺町に編入す
昭和29年 3月31日	篠原村を廃し、片山津町に編入す
昭和29年11月 3日	分校村、動橋町を廃し、その区域をもって動橋町を置く
昭和30年 1月20日	山代町、勅使村、東谷口村を廃し、その区域をもって山代町を置く
昭和30年 4月 1日	月津村（字柴山）を片山津町に編入す
昭和30年 4月 1日	山中町、河南村、西谷村、東谷奥村を廃し、その区域をもって山中町を置く
昭和30年 4月 1日	矢田野村、那谷村、月津村（字柴山を除く）中海村を小松市に編入す
昭和33年 1月 1日	大聖寺町、山代町、片山津町、動橋町、橋立町、三木村、三谷村、南郷村、塩屋村を廃し、その区域をもって加賀市を置く

昭和35年 7月 1日 山中町の河南町、別所町、荒木町を加賀市に編入す

明治24年11月21日	粟生村（字三道山、字東任伍、字西任田、字吉光、字赤井）、湊村（字吉原）を廃し、その区域をもって吉田村を置く
明治40年 8月 5日	湯野村、長野村、寺井村を廃し、その区域をもって寺井野村を置く
明治40年 8月 5日	福江村、江島村、釜屋村を廃し、その区域をもって根上村を置く
大正15年 6月 1日	串村、末佐美村、今江村を廃し、その区域をもって御幸村を置く
昭和 9年 4月 1日	本折村、浅井村、蓮江村を廃し、その区域をもって苗代村を置く
昭和15年12月 1日	木津村、粟津村を廃し、その区域をもって粟津村を置く
昭和24年 6月 1日	瀬谷村、大杉村を廃し、その区域をもって大杉谷村を置く
昭和29年11月 1日	別宮村、河野村、吉原村を廃し、その区域をもって鳥越村を置く
昭和30年 4月 1日	里川村、古河村、国造村を廃し、その区域をもって国府村を置く
昭和31年 9月30日	千針村（字金屋を除く）、高田村、田川村を廃し、その区域をもって板津村を置く
大正15年 6月 1日	中島村、草深村、砂川村を廃し、その区域をもって川北村を置く
昭和 9年 4月 1日	園江村、沖杉村、千針村（字金屋）を廃し、その区域をもって白江村を置く
昭和15年12月 1日	山口村、宮内村を廃し、その区域をもって山上村を置く
昭和24年 6月 1日	寺井野村を町とす
昭和29年11月 1日	根上村を町とす
昭和30年 4月 1日	小松町、安宅町、牧村、板津村、白江村、苗代村、御幸村、粟津村を廃し、その区域をもって小松市を置く
昭和31年 9月30日	白峰村、尾口村、鳥越村を分離し石川郡へ編入す
大正 9年 6月 1日	湊村、石川郡美川町、蝶屋村を廃し、その区域をもって石川郡美川町を置く
昭和 9年 4月 1日	中海村を廃し、小松市に編入す
昭和24年 6月 1日	寺井野村、粟生村、吉田村（字三道山、吉光、東任田）久常村（字河原新保、秋常、末寺）を廃し、その区域をもって寺井町を置く
昭和29年11月 1日	吉田村（字吉原、西任田、赤井）を廃し、根上町に編入す
昭和30年 4月 1日	山上村、久常村（字徳久、高座、下清水、上清水、北市）、国府村（字和気、鍋谷、金剛寺、坪野、寺畠、館、仏大寺）を廃し、その区域をもって辰口町を置く
昭和31年 9月30日	金野村、西尾村、新丸村、大杉谷村、国府村（字遊泉寺、鵜川、立明寺、埴田、古府、小野、河田、里川、上八里、下八里）を廃し、小松市に編入す

昭和39年 4月 1日	辰口町の一部と寺井町の一部とを交換
昭和42年11月 1日	川北村の一部と石川郡鶴来町の一部とを交換
昭和45年 7月 1日	辰口町の一部と寺井町の一部とを交換
昭和45年10月 9日	石川郡松任町の一部を川北村に編入す
昭和54年 5月 1日	寺井町の一部と小松市のー部とを交換
昭和55年 4月 1日	川北村を町とす
昭和57年 7月 1日	辰口町の一部と川北町の一部とを交換
昭和58年 7月 1日	辰口町の一部と寺井町の一部とを交換

石 川 郡

大正 9年 6月 1日	上金石町を金石町と改称す
大正13年 7月 1日	野々市村を町とす
大正14年 4月 1日	野村を廃し、金沢市に編入す
大正14年 4月10日	弓取村を廃し、金沢市に編入す
昭和 9年 7月15日	比楽島村、福留村を廃し、その区域をもって石川村を置く
昭和10年12月16日	大野町、富樫村、米丸村、鞍月村、潟津村、粟ヶ崎村を廃し、金沢市に編入す
昭和11年 4月 1日	崎浦村、三馬村、小坂村を廃し、金沢市に編入す
昭和18年10月 1日	戸板村を廃し、金沢市に編入す
昭和18年12月 1日	金石町、二塚村、大野村を廃し、金沢市に編入す
昭和24年 6月 1日	能美郡白峰村、尾口村、鳥越村を本郡に編入す
昭和26年 4月 1日	河内村から宇中島、白山、三宮、八幡、石切小原の区域を分離し、この区域をもって一ノ宮村を置く

昭和26年8月25日 旭村字相木の区域を、松任町に編入す
 昭和26年7月1日 額村、安原村、内川村、犀川村、湯涌谷村を廃し、金沢市に編入す
 昭和29年11月1日 美川町、蝶屋村、能美郡湊村を廃し、その区域をもって美川町を置く
 昭和29年11月3日 鶴来町、林村、蔵山村、一ノ宮村、館畠村を廃し、その区域をもって鶴来町を置く
 昭和30年4月1日 松任町、石川村、柏野村、笠間村、一木村、出城村、御手洗村、旭村、中奥村、
 林中村を廃し、その区域をもって松任町を置く
 昭和31年1月1日 野々市町、富奥村を廃し、その区域をもって野々市町を置く
 昭和31年9月30日 押野村を廃し、金沢市に編入す
 郷村（字横江、番匠、垣内、專福寺、田中の一部）を廃し、松任町に編入す
 郷村（字柳町、長池、二日市、徳田、田尻、堀内、蓮花寺、田中の一部）を廃し、野々市町に編入す

昭和32年1月1日 山島村を廃し、松任町に編入す
 昭和32年4月10日 金沢市の御経塚町、野代町、押越町、押野町の一部を野々市町に編入す
 昭和37年11月10日 鶴来町の一部と野々市町の一部とを交換
 昭和42年11月1日 鶴来町の一部と能美郡川北村の一部とを交換
 昭和43年4月1日 野々市町の一部と金沢市の一部とを交換
 昭和44年3月1日 野々市町の一部と金沢市の一部とを交換
 昭和45年10月9日 松任町の一部を能美郡川北村に編入す
 昭和45年10月10日 松任町を市とす
 昭和51年1月27日 野々市町の一部と鶴来町の一部とを交換
 昭和52年6月1日 鶴来町の一部と金沢市の一部とを交換
 昭和53年9月1日 野々市町の一部と鶴来町の一部とを交換
 昭和54年5月1日 野々市町の一部を鶴来町に編入
 昭和55年2月1日 野々市町の一部と金沢市の一部とを交換
 昭和55年9月1日 野々市町の一部と金沢市の一部とを交換
 昭和58年8月1日 美川町の一部と松任市の一部とを交換
 鶴来町の一部と松任市の一部とを交換

河 北 郡

明治40年8月10日 金津谷村、高松村を廃し、その区域をもって高松村を置く
 川筋村、河崎村、木越村を廃し、その区域をもって川北村を置く
 田近村、崎田村、花園村を廃し、その区域をもって花園村を置く
 萩坂村、俱利伽羅村を廃し、その区域をもって俱利伽羅村を置く
 笠井村、笠野村を廃し、その区域をもって笠谷村を置く
 金浦村、湯谷村、医王山村を廃し、その区域をもって浅川村を置く
 東英村、種谷村を廃し、その区域をもって英田村を置く
 西英村、金津村を廃し、その区域をもって宇ノ気村を置く
 直江谷村、小原谷村、薬師谷村を廃し、その区域をもって三谷村を置く
 小金村、坂井村、中口村、金川村を廃し、その区域をもって小坂村を置く
 高松村を町とす
 小坂村を廃し、金沢市に編入す
 七塚村を町とす
 三谷村字釣部の区域を金沢市に編入す
 宇ノ気村を町とす
 川北村を廃し、金沢市に編入す
 高松町から字横山、字上田名、字谷、字笠島、字余地の区域を分離し、この区域をもって金津村を置く
 英田村字大熊の区域を笠谷村に編入す
 昭和29年3月31日 津幡町、中条村、笠谷村、井上村、英田村を廃し、その区域をもって津幡町を置く
 昭和29年5月16日 羽咋郡河合谷村を廃し、津幡町に編入す
 昭和29年6月1日 大場村、八田村、花園村、三谷村、森本村を廃し、その区域をもって津幡町を置く
 昭和29年7月15日 高松町、羽咋郡南大海村を廃し、その区域をもって高松町を置く

昭和32年2月1日 俱利伽羅村を廃し、津幡町に編入す
 昭和32年4月5日 浅川村を廃し、金沢市に編入す
 昭和35年4月1日 金津村を廃し、宇ノ気町に編入す
 内難村を町とす
 森本町を廃し、金沢市に編入す
 高松町の一部と羽咋郡押水町の一部とを交換
 高松町の一部と羽咋郡押水町の一部とを交換
 河北潟の境界が決定した。（金沢市と津幡町、宇ノ気町、内灘町の境界決定）

羽 咲 郡

大正8年9月1日 富来村を町とす
 塵浜村を千里浜村と改称す
 樋川村、志雄村、南志雄村、北志雄村、南邑知村を廃し、志雄村を置く
 中邑知村、北邑知村、若部村を廃し、その区域をもって邑知村を置く
 志雄村を町とす
 東土田村、西土田村を廃し、その区域をもって土田村を置く
 銚打村を分離し鹿島郡へ編入す
 河合谷村を廃し、河北郡津幡町に編入す
 南大海村、河北郡高松町を廃し、その区域をもって河北郡高松町を置く
 志賀浦村、堀松村、加茂村、土田村、上熊野村を廃し、その区域をもって志賀町を置く
 富来町、福浦村、熊野村、稗造村、東増穂村、西増穂村、西海村、西浦村を廃し、その区域をもって富来町を置く
 柏崎村、末森村、北莊村、中莊村、北大海村を廃し、その区域をもって押水町を置く
 羽咋町、上甘田村、一ノ宮村、越路野村、富永村、栗ノ保村、千里浜村を廃し、その区域をもって羽咋町を置く
 下甘田村を廃し、志賀町に編入す
 高浜町、中甘田村を廃し、その区域をもって高浜町を置く
 羽咋町字甘田の区域を、高浜町に編入す
 押水町字敷浪の区域を、志雄町に編入す
 羽咋町、邑知町、鹿島郡余喜村、鹿島路村を廃し、その区域をもって羽咋町を置く
 羽咋町を市とす
 志雄町の一部を羽咋市に編入す
 押水町の一部と河北郡高松町の一部とを交換
 押水町の一部と河北郡高松町の一部とを交換
 高浜町、志賀町を廃し、その区域をもって志賀町を置く
 羽咋市の一部を羽咋郡志賀町に編入
 志雄町の一部を羽咋市に編入

鹿 島 郡

明治26年2月17日 滝尾村の内字久江、字久江原山分を割いて久江村を置く
 端村、田鶴浜村、赤藏村を廃し、その区域をもって和倉町を置く
 能登部村を町とす
 七尾町、東湊村、矢田郷村、徳田村、西湊村、石崎村を廃し、その区域及び和倉町の内字和倉、奥原の区域をもって七尾市を置く。また、和倉町を田鶴浜町と改称す
 鳥屋村を町とす
 越路村を町とす
 羽咋郡銚打村を本部の区域とす
 北大呑村、崎山村、南大呑村、高階村を廃し、その区域を七尾市に編入す
 西岸村、銚打村、熊木村、中島村、豊川村、笠師保村を廃し、その区域をもって中島町を置く
 田鶴浜町、金ヶ崎村を廃し、その区域及び相場村の内字西下、吉田、伊久留、七原の区域をもって田鶴浜町を置く
 相場村字瀬戸、花見月を鳥屋町に編入す
 越路町、滝尾村、久江村、御祖村を廃し、その区域をもって鹿島町を置く

昭和30年2月1日	東島村、中乃島村、西島村を廃し、その区域をもって能登島町を置く
昭和31年9月30日	能登部町、金丸村を廃し、その区域をもって鹿西町を置く
	余喜村、鹿島路村を鹿島郡から分離し、羽咋郡羽咋町、邑知町との区域をもって羽咋町を置く
昭和45年2月1日	鹿島郡田鶴浜町の一部を鳥屋町に編入す
昭和47年5月1日	鹿西町の一部と羽咋市の一部とを交換
	鳳 至 郡
明治36年8月10日	穴水村を町とす
明治41年4月1日	穴水町、島崎村、東保村を廃し、その区域をもって穴水町を置く
	劍地村、仁岸村、阿岸村を廃し、その区域をもって剣地村を置く
	大屋村、鳳至谷村を廃し、その区域をもって大屋村を置く
	西町村、岩倉村、町野村を廃し、その区域をもって町野村を置く
	柳田村、上町村、岩井戸村を廃し、その区域をもって柳田村を置く
	山田村、鶴川村を廃し、その区域をもって鶴川村を置く
昭和5年1月1日	櫛比村を門前町と改称す
昭和8年7月1日	中居村、南北村を廃し、その区域をもって住吉村を置く
昭和14年11月3日	鶴川村を町とす
昭和15年12月20日	町野村を町とす
昭和29年3月31日	門前町、黒島村、諸岡村、七浦村、浦上村、本郷村を廃し、その区域をもって門前町を置く
	穴水町、住吉村、兜村を廃し、その区域をもって穴水町を置く
	輪島町、西保村、大屋村、河原田村、鶴の巣村、南志見村、三井村を廃し、その区域をもって輪島市を置く
	諸橋村を廃し、穴水町に編入す
昭和30年3月10日	珠洲郡小木町、宇出津町、三波町、神野村（字藤ノ瀬、宇加塚、鶴町、曾又）を廃し、その区域をもって能都町を置く
昭和30年3月25日	神野村字中斎、神和住を柳田村に編入す
昭和30年10月10日	能都町小木、越坂、市ノ瀬、明野を珠洲郡松波町に編入す
昭和31年9月30日	町野町を廃し輪島市に編入す
	劍地村を廃し門前町に編入す
	鶴川町を廃し能都町に編入す
昭和48年2月20日	穴水町の一部と能都町の一部とを交換
昭和48年9月1日	穴水町の一部と能都町の一部とを交換
昭和50年11月22日	能都町の一部と柳田村の一部とを交換
昭和52年5月1日	柳田村の一部と輪島市の一部とを交換
昭和52年9月1日	能都町の一部と柳田村の一部とを交換
	珠 洲 郡
明治40年10月15日	小木村、高倉村を廃し、その区域をもって小木村を置く
	宮崎村、木郎村、松波村を廃し、その区域をもって木郎村を置く
	日置村、大谷村、大崎村を廃し、その区域をもって西海村を置く
	鶴島村、黒峰村、見付村を廃し、その区域をもって宝立村を置く
	東若山村、西若山村を廃し、その区域をもって若山村を置く
	鉢崎村、三崎村を廃し、その区域をもって三崎村を置く
	小木村を町とす
	宝立村を町とす
	正院村を町とす
	木郎町を松波町と改称す
	飯田町、宝立町、正院町、上戸村、若山村、直村、三崎村、西海村、蛸島村を廃し、その区域をもって珠洲市を置く
昭和30年10月10日	鳳至郡能都町字小木、越坂、市ノ瀬、明野を松波町に編入す
昭和33年12月1日	松波町を内浦町と改称す

3 面積及び市町村数(昭和51~60年)

本表に掲げた面積は、毎年10月1日現在の面積である。

年次及び市郡別	面 積 (km ²)	市 町 村 数			
		總 数	市	町	村
昭 和 51 年	4196.13	41	8	26	7
52	4196.25	41	8	26	7
53	4195.85	41	8	26	7
54	4195.90	41	8	26	7
55	4196.82	41	8	26	7
56	4196.93	41	8	27	6
57	4197.28	41	8	27	6
58	4197.30	41	8	27	6
59	4197.34	41	8	27	6
60	4197.39	41	8	27	6
金 沢 市	468.09	1	1	—	—
七 尾 市	144.73	1	1	—	—
小 松 市	374.72	1	1	—	—
輪 島 市	271.23	1	1	—	—
珠 洲 市	247.39	1	1	—	—
加 賀 市	152.03	1	1	—	—
羽 咲 市	81.04	1	1	—	—
松 任 市	59.75	1	1	—	—
江 沼 郡	154.61	1	—	1	—
能 美 郡	98.30	4	—	4	—
石 川 郡	709.31	8	—	3	5
河 北 郡	196.04	5	—	5	—
羽 咲 郡	359.58	4	—	4	—
鹿 島 郡	265.12	6	—	6	—
鳳 至 郡	561.46	4	—	3	1
珠 洲 郡	53.99	1	—	1	—

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。

4 湖 沼

本表には面積1平方キロメートル以上の湖沼を掲げた。

湖 沼	所 在 地	湖岸線延長(km)	面 積 (km ²)	最大水深 (m)	水面標高(m)
柴 山 潟	加賀市	6.2	1.76	4.9	2
木 場 潟	小松市	5.9	1.15	6.3	1
河 北 潟	金沢市 河北郡	24.8	5.07	6.5	0
北 潟	加賀市	...	2.04

注 北潟湖は福井県の県境にあり、本県にその一部 (0.01km²) が位置している。

資料1. 面積については、昭和60年10月1日現在の建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

2. 湖岸線延長、最大水深、水面標高については、石川県「第2回自然環境保全基礎調査 湖沼調査報告書」による。

5 島 しょ (昭和60.10.1現在)

島 し ょ	所 属 地	位 置			周 围 (km)	面 積 (km ²)	最 短 陸 地	
		測 地 点	經 度	緯 度			地 名	距 離 (m)
能 登 島	鹿島郡 能登島町 東経 37° 8' 44"	能登島町 勝尾崎	37° 3' 28"	北緯 47.49	67.1	47.49	鹿島郡中島町長浦	365
舳 倉 島	輪 島 市 舟倉島東北ノ東経 37° 51' 8"	舟倉島東端	136° 55' 50"	北緯 42,920	7.0	1.17	珠州市清水	

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」. 50,000分の1地形図による。

6 山

岳 (昭和60.10.1現在)

本表は、県内における主な山岳を掲げたものである。

山 岳	所 属 地	海抜(m)	山 岳	所 属 地	海抜(m)	山 岳	所 属 地	海抜(m)	山 岳	所 属 地	海抜(m)	山 岳	所 属 地	海抜(m)	山 岳	所 属 地	海抜(m)
大 倉 山	金沢市、富山県西砺波郡	1,005	成 ケ 峰	金沢市	1,056	妙 法 山	石川郡、岐阜県大野郡	1,776	ショーガ山	石川郡	1,624	口 三 方 岳	石川郡	1,269	有 形 山	石川郡	1,011
赤 堂 山	"	1,059	三 輪 山	"	1,069	白 山 (御前峰)	"	2,702	小 嵐 山	"	1,002	鳥 帽 子 山	"	1,136	赤 穂 山	石川郡、福井県大野郡	1,629
月 ケ 原 山	"	1,170	大 笠 山	石川郡、富山県東砺波郡	1,822	別 山	"	2,399	砂 御 前 山	"	1,326	松 尾 山	"	1,163	大 長 山	"	1,671
多 子 津 山	"	1,311	奈 良 岳	"	1,644	大 汝 峰	"	2,684	青 柳 山	"	1,033	大 飴 篠 山	"	1,549	大 日 山	小松市、江沼郡	1,368
大 門 山	金沢市、富山県西東砺波郡	1,572	笠 篓 岳	石川郡、岐阜県大野郡	1,841	三 ノ 峰	"	2,128	鷺 走 ケ 岳	"	1,097	山 毛 櫻 尾 山	"	1,365	小 大 日 山	江沼郡	1,198
赤 摩 木 古 山	金沢市、富山県東砺波郡	1,501	瓢 篓 山	"	1,638	奥 三 方 山	石川郡	1,601	白 山 釈 迦 岳	"	2,053	三 村 山	"	1,259			
見 越 山	"	1,621	三 方 岩 崖	"	1,736	四 塚 山	"	2,520	東 高 山	"	1,357	大 嵐 山	"	1,204			
高 三 郎 山	金沢市	1,421	野 谷 荘 司 山	"	1,797	大 辻 山	"	1,436	冬 瓜 山	"	1,628	西 高 山	"	1,189			

資料 建設省国土地理院発行 50,000 分の1 地形図による。

7 河

川 (昭和60.10.23現在)

本表は、県内における主な河川を掲げたものである。なお、河川(湖沼含む。)のうち一級河川は2水系(43河川)流路延長は311,180m、二級河川は61水系(153河川、湖沼(潟)を含む。)で流路延長は858,735mである。

河 巴	水 源 地	流 末 地	流 域 地 名	全長(km)	河 巴	水 源 地	流 末 地	流 域 地 名	全長(km)
大 圣 寺 川	大 日 山	加賀市塩屋町(海)	山 中 町、加賀市	39.75	浅 野 川	医 王 山、順 尾 山	金 沢 市八田町(河北潟)	金 沢 市	28.89
動 橋 川	大 日 山	加賀市中島町(柴山潟)	山 中 町、加賀市	18.33	森 下 川	医 王 山	金 沢 市才田町(河北潟)	金 沢 市	25.30
梯 川	大 日 山	小松市安宅町(海)	小松市、寺井町、辰口町、鳥越村、根上町	34.65	大 海 川	宝 達 山	羽咋郡押水町北川尻(海)	押 水 町、高 松 町、津 輜 町	16.00
手 取 川	白 山	石川郡美川町(海)	小松市、白峰村、尾口村、鳥越村、河内村、吉野谷村 鶴来町、辰口町、川北村、松任市、美川町、寺井町、根上町	65.65	河 原 田 川	木 原 岳	輪 島 市河井町(海)	輪 島 市、門 前 町	17.14
犀 川	奈 良 岳	金沢市金石西二丁目(海)	金沢市、野々市町、松任市、鶴来町	34.25	町 野 川	曾 又 山、鉢 伏 山 白坂山、舞谷御前山	輪 島 市町野町(海)	輪 島 市、柳 田 村、能 都 町	18.03

注 全長は、水源地からの全長ではなく、一級または二級河川である区間の延長である。

資料 石川県河川課調「河川及び海岸保全区域(建設省所管)一覧表」による。

8 民 有 地 (昭和60.1.1現在)

本表は、地方税法第342条の規定により課税の対象となる土地である。よって国、公共団体の所有地、公有地、墳墓地、公共用道路、用悪水路、ため池、保安林、私立学校用地、寺院、神社の境内及び教会構内地等同法第348条の規定による非課税面積は含まれていない。

(単位 平方メートル)

市 郡 別	総 数	田	畠	宅 地	鉱 泉 地	池	沼	山 林	牧 場	原 野	雜種地その他
昭 和 60 年	1,635,249,633	469,492,814	143,876,459	144,145,539	922	3,496,805	798,170,101	546,550	47,282,810	28,237,633	
金 沢 市	197,319,295	49,476,687	11,446,513	37,503,708	251	68,723	86,299,434	—	7,571,931	4,952,048	
七 尾 市	65,515,906	19,578,446	5,921,116	6,529,446	39	46,143	29,045,599	—	2,944,168	1,450,949	
小 輪 市	127,692,084	44,570,037	12,801,134	15,048,080	89	93,285	51,756,111	9,147	1,033,015	2,381,186	
輪 島 市	93,397,661	17,481,055	9,971,063	3,626,145	9	18,149	56,456,790	124,213	4,888,980	831,257	
珠 洲 市	86,946,251	19,102,323	11,528,973	4,078,561	215	3,535	49,148,301	5,740	2,450,367	628,236	
加 賀 市	80,683,200	35,540,420	6,375,944	11,437,968	171	129,374	20,437,752	127,343	2,103,416	4,530,812	
羽 咲 市	47,189,420	24,836,643	3,839,747	5,167,915	—	7,183	12,107,812	—	425,092	805,028	
松 任 市	46,553,316	37,319,582	409,035	8,341,746	—	340	5,262	—	16,922	460,429	
江 沼 郡	32,327,417	1,455,855	337,454	1,250,622	—	5,682	28,297,797	70	809,306	170,631	
能 美 郡	54,289,123	29,843,272	1,571,098	8,030,763	112	9,853	13,026,313	—	505,656	1,302,056	
石 川 郡	158,708,166	25,343,890	3,022,452	9,243,978	15	2,891,637	112,888,585	—	3,200,383	2,117,226	
河 北 郡	89,997,302	32,075,143	16,278,740	10,972,909	12	48,268	26,726,941	637	1,821,666	2,072,986	
羽 咲 郡	178,834,821	45,656,186	18,145,761	8,235,447	6	107,585	98,527,339	1,416	4,388,622	3,772,459	
鹿 島 郡	113,091,643	41,230,891	7,377,101	7,291,300	3	28,332	51,531,293	1,388	4,348,840	1,282,495	
鳳 至 郡	237,276,229	41,526,706	30,209,809	6,220,421	—	38,423	148,664,794	128,182	9,410,014	1,077,880	
珠 洲 郡	25,427,799	4,455,678	4,640,519	1,166,530	—	293	13,249,978	148,414	1,364,432	401,955	

資料 石川県地方課調「昭和60年度土地に関する概要調書報告書」による。